

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 4 年 5 月 23 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

羽曳野市景観条例及び羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市景観条例及び羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市景観条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市景観条例(平成 26 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 号中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改める。

(羽曳野市建築基準法施行条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表 40 の項中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表 41 の項中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表 53 の項中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表 54 の項中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 4 年法律第 44 号)附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行する。

新旧対照表

新																									
<p>第1条関係</p> <p>羽曳野市景観条例</p> <p>(建築物の適用の除外)</p> <p>第31条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>以下省略</p>																									
<p>第2条関係</p> <p>羽曳野市建築基準法施行条例</p>																									
<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～39</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>法第85条第6項の規定による許可の申請</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>法第85条第7項の規定による許可の申請</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>42～52</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>法第87条の3第6項の規定による許可の申請</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>法第87条の3第7項の規定による許可の申請</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>55～61</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>		項	区分	金額	1～39	省略		40	法第85条第6項の規定による許可の申請	120,000円	41	法第85条第7項の規定による許可の申請	160,000円	42～52	省略		53	法第87条の3第6項の規定による許可の申請	120,000円	54	法第87条の3第7項の規定による許可の申請	160,000円	55～61	省略	
項	区分	金額																							
1～39	省略																								
40	法第85条第6項の規定による許可の申請	120,000円																							
41	法第85条第7項の規定による許可の申請	160,000円																							
42～52	省略																								
53	法第87条の3第6項の規定による許可の申請	120,000円																							
54	法第87条の3第7項の規定による許可の申請	160,000円																							
55～61	省略																								

旧																									
<p>第1条関係</p> <p>羽曳野市景観条例</p> <p>(建築物の適用の除外)</p> <p>第31条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>以下省略</p>																									
<p>第2条関係</p> <p>羽曳野市建築基準法施行条例</p>																									
<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～39</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>法第85条第5項の規定による許可の申請</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>法第85条第6項の規定による許可の申請</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>42～52</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>法第87条の3第5項の規定による許可の申請</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>法第87条の3第6項の規定による許可の申請</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>55～61</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>		項	区分	金額	1～39	省略		40	法第85条第5項の規定による許可の申請	120,000円	41	法第85条第6項の規定による許可の申請	160,000円	42～52	省略		53	法第87条の3第5項の規定による許可の申請	120,000円	54	法第87条の3第6項の規定による許可の申請	160,000円	55～61	省略	
項	区分	金額																							
1～39	省略																								
40	法第85条第5項の規定による許可の申請	120,000円																							
41	法第85条第6項の規定による許可の申請	160,000円																							
42～52	省略																								
53	法第87条の3第5項の規定による許可の申請	120,000円																							
54	法第87条の3第6項の規定による許可の申請	160,000円																							
55～61	省略																								